

青森県報

号外第八十九号

平成十四年九月九日(月曜日)

目次

訓令

県境不法投棄対策チーム設置規程……………(人事課)：一
 青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓
 令……………(防災消防課)：二

訓令

青森県訓令甲第四十一号

庁中一般
各出先機関

県境不法投棄対策チーム設置規程を次のように定める。

平成十四年九月九日

青森県知事 木村守男

県境不法投棄対策チーム設置規程

(設置)

第一条 環境生活部に県境不法投棄対策チーム(以下「対策チーム」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 対策チームは、岩手県との県境における不法投棄対策に関する事務を所掌する。

(対策チームの職等)

第三条 対策チームにチームリーダーを置く。

2 チームリーダーは、上司の命を受け、対策チームの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第四条 対策チームに必要なに応じ総括副参事、副参事、総括主幹、主幹、総括主査、主査及びその他の職員を置く。

2 総括副参事は、上司の命を受け、対策チームの所掌事務のうちチームリーダーが特に命じた重要事項を掌理する。

3 副参事は、上司の命を受け、対策チームの所掌事務のうちチームリーダーが特に命じた事項を掌理する。

4 総括主幹は、上司の命を受け、対策チームの所掌事務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。

5 主幹は、上司の命を受け、対策チームの所掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

6 総括主査は、上司の命を受け、特に重要な事務を処理する。

7 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

8 その他の職員は、上司の命を受け、対策チームの事務に従事する。

(対策チームの担当次長)

第五条 環境生活部の次長のうち環境政策課に係る事務を整理する次長は、部長を補佐し、対策チームに係る事務を整理する。

(事務の専決及び代決)

第六条 対策チームの所掌事務の専決については、青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）を準用する。この場合において、同規程第二十五条号中「第二十五条の二の三に規定する課長」とあるのは「第二十五条の二の三に規定する課長並びに県境不法投棄対策チームリーダー」と、同条第六号中「第二十五条の四に規定する課長補佐」とあるのは「第二十五条の四に規定する課長補佐並びに県境不法投棄対策チームリーダー」と読み替えるものとする。

2 対策チームの所掌事務の代決については、青森県事務専決代決規程を準用する。この場合において、同規程第二条第五号中「第二十五条の二の三に規定する課長」とあるのは「第二十五条の二の三に規定する課長並びに県境不法投棄対策チームリーダー」と、同規程第十一条第三項中「工事検査室長」とあるのは「県境不法投棄対策チームリーダー」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(青森県職員服務規程の一部改正)

2 青森県職員服務規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項及び第二項中「公社等改革推進チーム」の下に、「環境生活部県境不法投棄対策チーム」を加える。

(青森県職員安全衛生管理規程の一部改正)

3 青森県職員安全衛生管理規程（昭和五十二年四月青森県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「イベントプロジェクトチーム」の下に、「県境不法投棄対策チーム」を加える。

(青森県職員被服貸与規程の一部改正)

4 青森県職員被服貸与規程（昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二環境生活部自然保護課の項の次に次のように加える。

環境生活部県境不法投棄対策チーム	現 地 調 査 用	安 全 靴	作 業 帽
------------------	-----------	-------	-------

	ゴム長靴 特殊雨合羽 防寒衣
--	----------------------

5 青森県文書取扱規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「イベントプロジェクトチーム」の下に、「県境不法投棄対策チーム」を加える。

別表第二中

美術館整備・芸術パーク構想推進室

青 森 県

美術館整備・芸術パーク構想推進室	青 森 県
県境不法投棄対策チーム	青 森 県

に改める。

青森県訓令甲第四十二号

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年九月九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程（昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中

美術館整備・芸術パーク構想推進班	美術館整備・芸術パーク構想推進室長
------------------	-------------------

を

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

美術館整備・芸術パーク構想推進班	美術館整備・芸術パーク構想推進室長
県境不法投棄対策班	県境不法投棄対策チームリーダー

に改める。

第三条美術館整備・芸術パーク構想推進班の項の次に次のように加える。
県境不法投棄対策班

- 一 他の班の実施事項の応援に関すること。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭